

遭難対策要領

制定 2019年11月19日

改正 2023年12月19日

(目的)

第1条 本要領は、「安全登山対策規程」に基づき、公益社団法人 日本山岳会東京多摩支部（以下「当支部」という。）、本支部の会員、及び準会員が主催する山行中に事故が発生した場合の対策について定める。

(山行中に事故が発生した場合の対応)

第2条 安全登山対策規程第10条の区分1の(1)～(4)の遭難事故の発生時は、次により対応する。

- (1) 事故発生の場合、山行リーダー（リーダーに事故があった場合はメンバー。以下同じ。）は「遭難事故発生時リーダー対応マニュアル」に基づき対応する。
- (2) 遭難事故が発生し、パーティによる自力での救助、下山等が困難と考えられる場合、山行リーダーは直ちに地元山岳救助隊（警察署、又は消防署。以下同じ。）に救助を要請する。
- (3) 山行リーダーは、遭難事故発生を留守番担当者（個人山行の家族等を含む。以下同じ）に連絡する。留守番担当者は直ちに安全対策委員長に報告するとともに、支部（プロジェクトチーム、同好会を含む。）主催山行の場合にあっては、山行主催部署の長にも報告する。
- (4) 遭難事故発生連絡を受けた安全対策委員長は、登山計画書の内容を確認し、支部長に連絡するとともに、現地山行リーダーと連絡を取り事故の詳細状況確認を行う。
- (5) 安全対策委員長は、支部長に事故内容の詳細を連絡して、遭難対策本部の設置を協議する。
- (6) 現地における事故対応業務の支援等が必要な場合は、第5条(6)に基づき支部長は速やかに現地支援業務要員を現地へ派遣する。

2. 安全登山対策規程第10条の区分1の(5)の遭難事故発生時は、次により対応する。

- (1) 留守番担当者は、下山予定時刻を過ぎても下山報告がない場合、山行リーダー（山行リーダーと連絡がつかない場合は他の参加メンバー）に電話連絡を行い、下山状況を確認する。
- (2) 留守番担当者は、(1)の電話連絡が全て不通の場合には、安全対策委員長、及び山行主催部署の長（不在の際は他に準ずる者、以下同じ）に状況を報告し、その後においても参加メンバーとの連絡に努める。
- (3) 安全対策委員長は、安全対策委員等の協力を得て、山行主催部署の長とともに登山計画の実施内容、登山地域の気象状況などについて速やかに調査し、支部長に状況を報告する。
- (4) 支部長は、山行パーティの行方不明状態が確実と見込まれる場合は、安全対策委員長と協議して地元警察署、又は消防署等に捜索依頼を行うと共に遭難対策本部を設置する。

3. 安全登山対策規程第10条の2の「その他の事故」が発生した場合

- (1) 山行リーダーは、先ずセルフレスキューによる事故者の看護、治療に努める。

- (2) 山行リーダーは、事故の重大性等を考慮し、必要な場合には山行を中止するとともに、留守番担当者に状況を報告し、留守番担当者は山行主催部署の長、安全対策委員長に連絡する。
- (3) 山行リーダーは、下山に際して参加メンバーとともに事故者の歩行等に配慮し、安全な下山に努める。
- (4) 山行リーダーは、事故者の状況等を考慮して必要と考えられる場合は、事故者に指示し医師の診察を受けさせる。

(遭難対策本部の設置)

第3条 支部長は、安全対策委員長から遭難事故発生の連絡を受け、必要と判断した場合は、「安全登山対策規程第12条第1項により、遭難対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、対策本部会議を招集する。

2. 対策本部員の委嘱

支部長は、対策本部における職務を遂行するため、予め、会員、及び準会員に協力を要請し、対策本部設置後は参加可能な人員を必要な部署に配置する。

3. 組織、及び職務

- (1) 遭難対策本部長は、支部長が務める。
- (2) 遭難対策本部副本部長は、副支部長が務める。
- (3) 本部員の職務は、「別記」の通りとする。

(対策本部の業務)

第4条 対策本部会議

- (1) 対策本部会議においては、遭難事故の状況、遭難事故に対する対応方針、及び本部業務の推進方法等について対策本部員相互間で情報を共有し、業務の円滑な推進に努める。
- (2) 対策本部会議の会場は、その都度決定することとし、メンバーの招集が困難な場合は、状況に応じて電話、メール等により情報の伝達、共有を行う。

2. 対策本部の業務

- (1) 遭難事故に係る登山計画内容、事故発生状況、事故者の状態、救助活動状況等の確認
- (2) 事故者家族への状況連絡（民間救助隊が出動する際等の費用負担については事前説明を行う。）
- (3) 地元警察、消防署等との連絡対応
- (4) 日本山岳会本部への報告
- (5) マスコミ対応
- (6) 対策本部の要員確保と業務分担の確認
- (7) 現地支援要員の派遣
- (8) 救助活動実施計画の作成

- (9) 安全対策積立金の活用、支出管理、精算処理
 - (10) 事故当事者家族が現地、警察、病院等を訪問する際の同行
 - (11) 救助活動の終了確認
 - (12) 警察、消防等事故関係者への挨拶（可能であれば事故当事者、家族等を同行）
 - (13) 遭難事故報告書の作成〔安全登山対策規程第 10 条の区分 1 に該当する場合の対応〕
 - (14) 捜索活動要員の確保
 - (15) 捜索活動について警察署、消防署、事故当事者家族等への説明
 - (16) 活動記録の作成
 - (17) 捜索の進捗状況の対策本部、警察署、消防署、事故当事者家族等への説明
 - (18) 捜索の継続、中止等の決定（警察署、消防署、事故当事者家族等への説明）
3. その他必要事項の決定

その他に対策本部が必要な事故は、対策本部会議において協議して決定する。

（対策本部業務推進上の留意点）

第5条 対策本部員は、次の留意事項を念頭に対策本部業務を円滑に推進しなければならない。

(1) 情報管理

対策本部員は、連絡を密にして情報の共有化に努め、対策本部長に速やかに報告を行うなど情報管理の一元化を図り、業務推進に混乱をきたすことのないよう配慮する。

(2) 対策本部要員の確保

本部業務を推進するうえで必要な要員を確保するため、事前に本人の了解を得た会員、及び準会員に委嘱することができる。

(3) 情報連絡体制の整備

現地山行リーダー等との円滑な連絡を行うため、連絡窓口を一本化するとともに専用携帯電話を設定するなど、連絡体制の整備を図る。

(4) 事故当事者の家族（以下「家族」という）との連絡

(a) 家族との連絡は、原則として特定者（対策本部長等）が行うこととする。事故の発生、及びその後の救助の進捗状況、救助活動の終了と搬送先病院などについて、随時連絡を行う。

(b) 家族に対しては、対応窓口は対策本部（特定者）のみにすることを連絡する。

(5) 外部機関（警察、消防、マスコミ、日本山岳会本部等）との連絡

外部機関と連絡をとる対策本部員を特定し、窓口を一本化して対応する。なお、連絡した日時、内容については記録を残すものとする。

(6) 現地支援業務要員の派遣

(a) 事故の状況等に鑑み、本部長が必要と判断した場合は、対策本部の設置を待たず、速やかに現地支援業務要員を派遣する。

(b) 現地支援業務要員は、地元警察等との協議、東京多摩支部としての意思決定の伝達に際しては、対策本部と連携を密にして対処しなければならない。

(c) 現地支援業務要員は、事故発生パーティへの対応、警察等との救助活動方法について打合せ、事故当事者の病院手続き、現地における家族への対応など、必要な業務を行う。

(7) 行動資金の調達

(a) 対策本部の行動資金を適正に管理するため、資金管理者を配置する。

(b) 行動資金の支出管理を適切に行うため、仮払い、又は立替払いによる支出について、活動終了後に精算処理（領収書添付）を行う。

(c) 救助活動期間が長引く場合は、予算計画を作成して行動資金の調達を検討する。

(d) 安全対策積立金を精算処理するため、事故当事者、及び家族に対して、適切な時期に次の事項を伝えておく。

i 救助活動に要する費用の内容、及び概算額（変更時にはその都度連絡）

ii 救助活動に要する費用の立替えと精算処理の時期、方法

iii 山岳保険金請求手続きの支援など

(8) 事故記録の作成と保管の一元化

救助活動終了後の「遭難事故報告書」を取りまとめる都合もあり、対策本部で活動した内容を「遭難対策本部活動記録用紙」に記入し、記録保管担当者に届ける。

(遭難事故報告書等の作成)

第6条 以下の通りとする。

(1) 安全対策規程第10条の区分1に規定する遭難事故に係る報告書の作成・提出

登山中に遭難事故が発生し救助を要請した場合は、救助活動の終了後、山行主催部署の長、山行リーダーは、「遭難事故報告書」を速やかに作成し遭難対策本部会議に報告する。

(2) 第10条の区分2に規定する「その他の事故」にかかる報告書の作成・提出

(a) 登山中の怪我、疾病を伴う事故にあっては、山行終了後、山行リーダーは速やかに「事故報告書」を作成し、山行主催部署の長を経由して安全対策委員長に提出する。

(b) 怪我等に至らない事故が発生した場合、山行リーダーは事故当事者等から聴取の上、「ヒヤリハット報告書」を作成し、山行主催部署の長を経由して安全対策委員長に提出する。

(c) 安全対策委員長は、報告書の内容を検証し幹事会に提出するとともに、事故の再発防止のため、支部会員に対する啓発を行う。

(遭難本部の解散)

第7条 本部長は、第4条の一連の業務が終了したことを確認し、対策本部を解散する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、幹事会で審議し、議決して行う

附則

この要領は、2019年11月19日より施行する。

この要領は、2024年1月1日より施行する。

(要領管理責任者：安全対策委員会委員長)

「別記」

《遭難対策本部の組織と職務》

対策本部メンバー		本部における職務
対策本部長	支部長	対策本部の指揮・総括・事故者の家族対応
副本部長	副支部長	本部長補佐・現地支援、捜索活動の指揮・総括
	事務局長	外部対応窓口（JAC 本部、マスコミなど）
	幹事長	現地支援業務の窓口、現地支援要員の確保
	総務委員長	事故関係者の個人情報、緊急連絡先の情報管理
	財務委員長	安全対策積立金の活用、予算管理（捜索）、救助、捜索費用の収支管理
	安全対策委員長	対策本部事務局（各担当への連絡・支援）山岳救助隊対応
	山行委員長	現地救助、捜索活動
	山行主催部署長同好会代表者	現地パーティとの連絡窓口（現地情報収集）遭難事故に関する記録の収集管理
	安全対策委員	捜索活動の体制作成、現地救助
	支部長の委嘱を受けた会員、準会員	本部における各種事務の支援 現地派遣・行方不明時の捜索対応

※ 対策本部長は、本部職務の円滑な推進等のため、必要に応じて本部メンバーの職務分担を組み替えることができる。